第１回　桜川市新庁舎建設検討委員会次第

日時　平成 29 年 9 月 21 日(木)午後２時より
場所　桜川市役所　大和庁舎　３階大会議室

１　開　　会
２　委嘱書交付
３　市長あいさつ
４　桜川市新庁舎建設検討委員会設置要綱について
５　委員長及び副委員長の選出について
６　諮　　問
７　議　　事
（１）会議の運営について
（２）新庁舎建設の位置づけについて
（３）桜川市庁舎の状況について
（４）今後のスケジュール予定について
（５）その他
８　そ　の　他
９　閉　　会

配付資料
資料１　桜川市新庁舎建設検討委員会設置要綱
資料２　桜川市新庁舎建設検討委員会の会議運営について
資料３　新庁舎建設の位置づけについて
資料４　桜川市庁舎の状況について
資料５　平成 29 年度新庁舎建設検討委員会のスケジュール予定

資料１

桜川市新庁舎建設検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　桜川市新庁舎の建設に関する事項の調査及び審議をするため、桜川市新庁舎建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、市長の諮問に応じ、新庁舎の建設に関する必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第３条　検討委員会は２５人以内の委員で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　識見を有する者

（２）　市議会議員

（３）　各種団体等の役員等

（４）　市職員

（５）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

２　委員に欠員が生じたときは、委員を補充することができるものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　検討委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　委員長は、必要があると認めるときに関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第８条　検討委員会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この告示は、平成２９年８月１日から施行する。

（委員招集の特例）

第２条　第６条第１項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に行う会議は、市長が招集する。

新 庁 舎 建 設 検 討 に 係 る 体 制 図

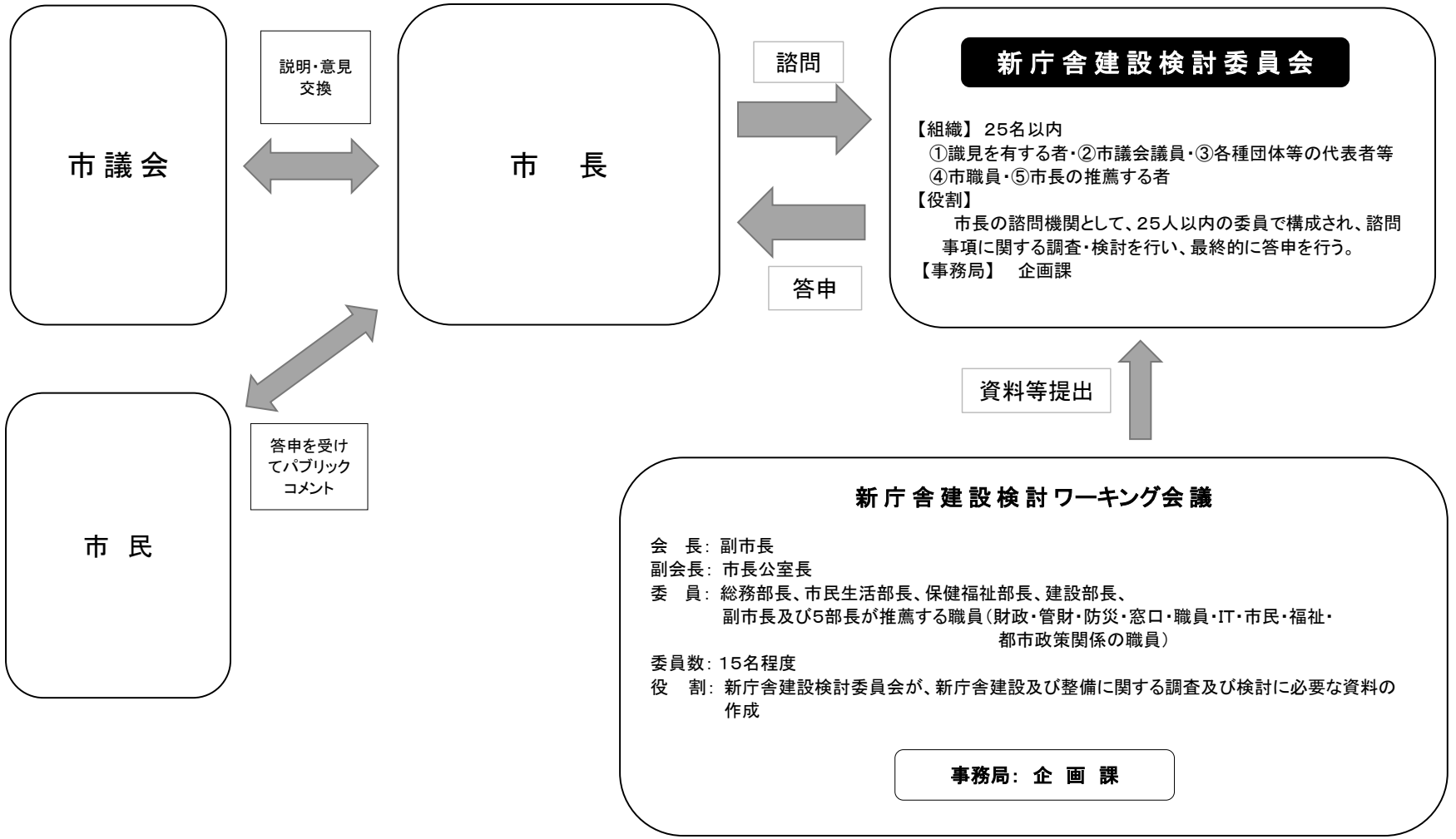

資料２

桜川市新庁舎建設検討委員会の会議運営について

会議の運営方法について、１から３の項目について、「公開する」「公開しない」を協議する。

１　会議の公開について

（１）公開する。

※会議を公開することにより、議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を公開しないことができる。この場合、会議の非公開の決定は、委員長が会議に諮って行う。

（２）公開しない。

２　会議資料の公開について

（１）公開する。

※会議資料は、会議終了後、市ホームページ及び企画課において公開する。

（２）公開しない。

３　会議録の公開について

（１）公開する。

※会議録は、会議要録とし会議資料とともに市ホームページにおいて公開するとともに、企画課において閲覧に供する。

※公開する場合は、発言者の氏名は伏せる。

（２）公開しない。

＜参考＞

会議録について

（１）会議録の記載事項

① 会議の名称
② 開催日時及び場所
③ 出席者（委員及び事務局）　※公開の場合は傍聴人の数
④ 議題
⑤ 審議内容
⑥ その他必要な事項

（２）会長は、毎回の会議において会議録署名人２名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。

資料３

新庁舎建設の位置づけについて

１．合併協議会における協定項目

≪新市の事務所の位置≫

① 新市の事務所の位置は、当面の間大和村役場とする。なお、岩瀬町役場、真壁町役場については、それぞれ岩瀬支所、真壁支所とする。
② 庁舎方式については、総合支所方式をベースとし、一部分庁方式とする。
③ 新庁舎については、新市建設計画期間内に建設する。
④ 新たに建設する市庁舎の位置等については、速やかに新市の市長及び議会で決定する。

２．新市建設計画における位置づけ（抜粋）

＜施　　策＞　健全な自治体運営
＜主　な　事　業＞　新庁舎建設事業
＜合併特例債事業＞　新庁舎建設事業

３．桜川市第２次総合計画での位置づけ（平成 29 年 3 月策定）（抜粋）

前期基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）
＜施策＞　６－３時代にあった自治体運営
＜施策の目指す姿を実現するための手段＞　６新庁舎の整備
　分庁舎方式によるデメリットを解消するため新庁舎整備を推進する。

資料４

桜川市庁舎の状況について

１　庁舎の現状

	大和庁舎		岩瀬庁舎		真壁庁舎	合計
	旧庁舎	新庁舎	第1庁舎(南棟)	第2庁舎(北棟)		
所在地	桜川市羽田1023		桜川市岩瀬64-2		桜川市真壁町飯塚911	－
敷地面積	9,449.00㎡		9,960.90㎡		12,971.83㎡	32,381.73㎡
建築面積	995.23㎡	393.05㎡	650.75㎡	762.67㎡	1,732.42㎡	4,534.12㎡
延べ床面積	1,399.07㎡	1,079.34㎡	1,446.64㎡	2,259.45㎡	3,235.07㎡	9,419.57㎡
職員数	61人	81人	51人	80人	88人	361人
建築年度	昭和46年	平成5年	昭和36年	昭和55年	昭和48年	－
経過年数	46年	24年	56年	37年	44年	－
階　数	地上2階	地上3階	地上2階・地下1階	地上3階・地下1階	地上3階	－
構　造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	－
耐震基準	旧	新	旧	旧	旧	－
耐震診断 (Is値)	0.44	－	0.65	0.75	0.50	平成21・22年度実施 (調査:震災前)
耐震対策	未実施	－	未実施	未実施	未実施	－

≪参考≫

Is 値とは構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、建物の靭性（変形能力、粘り強さ）の耐震性能を表す指標である。

Is＜0.3　　地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。

0.3≦Is＜0.6　　地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。

0.6≦Is　　地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。

２　現庁舎の課題

（１）庁舎の老朽化

① 岩瀬第一庁舎は、築５６年経過し耐用年数を６年経過している。
② 大和旧庁舎は、築４６年経過している。
③ 真壁庁舎は、築４４年経過している。

（２）耐震性の不足

① 大和庁舎の新庁舎以外は、旧耐震基準で建築されている。
② 平成 21 年度と平成 22 年度に実施した耐震診断において、「耐震補強等の対策が必要」と診断されている。
③ 耐震対策は実施していない。

（３）防災拠点機能の不足

① ３庁舎ともに自家発電設備がないため、停電時の業務に支障が出る。
② 災害時の対策が、執務室で行わなければならず、適切な対応ができない恐れがある。
③ 災害発生時に、それぞれの庁舎で活動することになり、指揮系統等の連絡体制や組織的な対応に支障がでる恐れがある。

（４）会議室の偏在

① 大和庁舎は会議室が少ないため、会議及び業務等で支障がある。

（５）相談室の不足

① 相談室が十分に確保できないため、プライバシーに関わる相談においても、窓口で行う場合がある。

（６）高齢者や障がい者対応への支障

① エレベーターやいす式階段昇降機が設置されていないため、２階、３階への移動が困難である。

② 音声案内や電光掲示板等の情報伝達手段がない。

③ 多機能トイレ※が設置されていない。

※車いす利用者用の広いスペースや、手すりとともに、オストメイト用の汚物流し台や、乳幼児のおむつ交換台などを併せもつトイレ。

（７）高度情報化社会対応への支障

① 執務室が施錠できないため、休日等の職員不在時における情報機器やデータの盗難の恐れがある。

② 執務室のネットワークケーブルの露出及び乱雑な配線による、配線の損傷や露出配線へのつまずきや転倒の恐れがある。

（８）分庁舎方式の課題

① 市民サービスの低下

ア．一か所で業務が完結せず、庁舎間の移動が必要な場合がある。

イ．書類の移動に時間を要し、処理日数がかかる。

② 行政サービスの低下

ア．職員が会議や決裁のために、庁舎間移動するため業務効率が低下する。

イ．公用車の分散配置により、効率的な利用ができない。

ウ．組織編成に施設の制約を受ける。

③ 分庁舎方式による経費の発生

ア．職員の庁舎間移動に公用車が必要になり、燃料費もかかる。

イ．庁舎の維持管理に要する経費がかさむ。

ウ．管理部門や窓口に職員の配置が必要になる。

資料５

平成 29 年度新庁舎建設検討委員会のスケジュール予定

年度	回数	時期	検討事項
平成２９年度	第１回	9 月 21 日	１．新庁舎検討委員会委員の委嘱について ２．委員長・副委員長の選任について ３．諮問について ４．新庁舎検討委員会会議の運営について ５．新庁舎建設の位置づけ ６．市庁舎の現況について ７．今後のスケジュール
	第２回	１１月	１．新庁舎の機能
	第３回	１月	１．新庁舎の規模について ２．新庁舎の位置について
	第４回	３月	１．中間報告書の作成について